

平成 29 年度 多言語周知媒体作成業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

この募集要領は、沼津市（以下「市」という。）が実施する「多言語周知媒体作成業務委託（以下「本業務」という。）」の受託者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 業務委託名

平成 29 年度 多言語周知媒体作成業務委託

(2) 目的

日本を訪れる外国人観光客は年々増加し、渡航元の国も多岐に渡っている。

本市を訪れる外国人観光客も増加傾向にあるが、現状では宿泊地として選ばれている場合が大半で、市内観光がされていない。また、各国の言語で市内を周遊できるような案内チラシも存在しないことから、特に訪問頻度が高い中国語（繁体字、簡体字）圏、英語圏、タイ語圏の観光客の嗜好に合わせた媒体を作成し、外国人観光客の市内周遊観光を促すものである。

(3) 委託内容

ア 記載内容の企画・立案

本市の観光資源を存分にアピールするとともに、各国の嗜好に合わせた内容の選定を行うこと。

また、対象として個人で本市を訪れた外国人観光客を想定し、お勧めしたい内容をモデルコースの様な形で紹介するものであること。更に、外国人観光客が本媒体を持って市民に行き先等訪ねた際、市民にとっても馴染みやすいものであること。

イ 実施場所

沼津市内

ウ その他

企画案等に基づき、詳細については市及び関係団体と随時打合せを行うこと。

エ 印刷製本

多言語周知媒体 A4 二つ折り両面カラー

4 言語（各 5,000 部） 計 20,000 部

(4) 履行期間

契約締結日から平成 30 年 3 月 30 日まで

(5) 委託価格の上限

925,560 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

(内容) 業務実施記録(打合せ記録含む)、PDFデータ、編集可能な原版データ(ai)、その他関係資料

(7) 問合せ・書類等提出先

沼津市 産業振興部 観光戦略課 シティプロモーション係

所在地：〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16番1号

電話番号：055-934-4747 (直通)

FAX 番号：055-933-1412

電子メール：kanko@city.numazu.lg.jp

2 実施形式

公募型プロポーザル方式

3 応募要件等

(1) 応募要件

本業務の受託者選定のためのプロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)に応募しようとする者は、次に掲げる応募資格を有すること。

(2) 応募資格

次のアからクまで全ての要件を満たす者とする。

ア 公募仕様書に基づく本業務を行うことができること。

イ 市と円滑な連絡調整ができる地域に事業所を有していること。

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するものでないこと。

エ 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱による入札参加停止期間中の者でないこと。

オ 過去3年間(平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間)において、多言語周知媒体の作成実績を有していること。

カ 直近一年間に、国税および地方税を滞納していない法人等であること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更正手続開始の申し立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

ク 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条の規定に該当する暴力団又は暴力団員等でないこと。

4 日程

内 容	期 間
参加募集開始（市ホームページ）	平成 29 年 6 月 1 日（木）
質問受付	平成 29 年 6 月 1 日（木）から 平成 29 年 6 月 12 日（月）午後 5 時まで
参加申込書・企画提案書等の提出	平成 29 年 6 月 14 日（水）から 平成 29 年 6 月 26 日（月）午後 5 時まで（必着）
プロポーザル参加承認及び選考会 当日案内の通知	平成 29 年 6 月 30 日（金）午後 5 時までに FAX ま たは電子メールで
選考会の実施	平成 29 年 7 月 3 日（月）予定 ※実施時間は、企画提案書等提出者に別途連絡する
受託候補者決定・結果通知	平成 29 年 7 月中旬

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

平成 29 年 6 月 1 日（木）から平成 29 年 6 月 12 日（月）午後 5 時まで

(2) 質問方法

質問書（様式自由）に質問事項を記載のうえ、沼津市産業振興部観光戦略課まで持参するか、FAX 若しくは電子メールで送付し、電話連絡を必ず行うこと、電話のみでの質問は受け付けない。

なお、質問書には、回答を受ける担当者の連絡先（社名、部署、担当者氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等）を記載すること。

(3) 提出先

沼津市 産業振興部 観光戦略課 シティプロモーション係

※上記 1（7）と同様

(4) 回答

質問に対する回答は、事務的な事柄を除き、平成 29 年 6 月 13 日（火）までに市ホームページに掲載する。

(5) 説明会

本プロポーザルに関する説明会は実施しない。

6 参加申込書及び企画提案書等の提出

(1) 受付期間

平成 29 年 6 月 14 日（水）から平成 29 年 6 月 26 日（月）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出方法

参加申込書及び企画提案書等の提出を行う者は、事前に電話連絡のうえ、沼津市

産業振興部観光戦略課まで持参又は郵送で提出すること。

ただし、沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録されている事業者は、次の（３）に掲げるウの内「財務諸表」及びエの提出は不要である。

なお、参加申込書等提出後、参加を取りやめる場合は、プロポーザル参加承認及び選考会当日案内の通知期限までに、参加辞退届（様式第 6 号）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

（３） 提出書類

ア 多言語周知媒体作成業務委託公募型プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）

イ 宣誓書（様式第 2 号）

ウ 参加申込者概要説明書（様式第 3 号）

会社情報（パンフレット・財務諸表）に関する資料を添付すること。

エ 納税証明書

申込日から 3 か月以内に発行されたものであること（課税のあるもののみ提出）。

①沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）

②沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）

③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）

オ 企画提案書提出届（様式第 4 号）

カ 企画提案書

様式は任意とし、合計 10 ページ以内とする。ただし、大きさは日本工業規格 A 4 とする。日本工業規格 A 3 を用いる場合には、A 4 に折りたたむこと。また、多言語周知媒体のデザインイメージを作成し提案書内に記載すること。

キ 業務計画書（様式第 5 号）

ク 業務委託見積書

様式は任意とする。あて名を「沼津市長」とし、提案する実施項目ごとに見積金額の内訳を記載すること。記名、押印は不要。

ケ 提出部数

6 部（本書 1 部 写し 5 部）

コ その他留意事項

① 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものには、その日本語の訳文を付記又は添付すること。また、通貨は日本円とする。

② 提出書類の内、上記カ～クについては、自社名及び自社名を類推できる記述を一切省くこと。（入っている場合は受け付けない。）

③ 書類提出後の提案等の修正又は変更は、一切認めない。

④ 提出された書類について、この募集要領及び別紙様式に示された条件に適合しない場合や不備がある場合は、審査の対象にならず失格とすることがある。

(4) 提出先

沼津市 産業振興部 観光戦略課 シティプロモーション係

※上記1(7)と同様

7 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

提出書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会（プレゼンテーション（質疑応答含む。））の当日案内も併せて通知する。

なお、申し込み書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日（平成29年6月30日（金））の午後5時までに上記1(7)「問合せ・書類等提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

8 選考会の実施

企画提案書等を提出した者は、プレゼンテーションを行う。

(1) 実施日時・場所

平成29年7月3日（月）予定

※時間割・場所等の詳細については、企画提案書等提出者に別途連絡する。

(2) 出席者

1者3名を上限とする。

(3) プレゼンテーション時間

1者につき30分（説明15分、質疑応答15分）程度を予定。ただし、参加者数に応じて変更する場合がある。

(4) その他の留意事項

ア プレゼンテーションに使用する機材の持込みについては、企画提案書を提出する際に申し出ること。ただし、円滑な進行の妨げになるものについては、認めない場合がある。

イ プレゼンテーション時の追加資料は受理しないが、質問に対して必要と考える資料の提示は妨げない。また、時間内で質疑応答を進めるため、応答時間を区切る場合がある。

ウ プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

9 受託候補者の決定

(1) 評価基準

受託候補者の選定にあたっては、次の事項を基準とし、「平成29年度 多言語周知媒体作成業務受託者選定委員会」において審査する。

審査項目	評価基準	配点
1 基本的な考え方	・事業のコンセプトが、明確かつ具体的に提案されているか。	10
2 業務への取組体制	・業務推進体制及び業務担当者等が明確にされ、本業務の成果を上げるため、十分な体制になっているか。	10
3 実施内容	・提案された企画について、どのような内容であるか明確にされているか。 ・観光客にとって利用しやすく、かつ地元の方にとって親しみを持てるものとなる工夫がされているか。 ・観光客の目を引くようなデザインイメージが提案できているか。 ・事業計画は、実現性があるか。	20
4 全体スケジュール	・計画的なスケジュールとなっているか。	10
合計		50

※30点以上の事業者がない場合は採用しないこととする。

(2) 選定結果通知

- ア 参加申込書及び企画提案書等を提出した者へ、平成29年7月中旬に文書等により通知するものとし、受託候補者を市ホームページで公表する。
- イ 選定に対する一切の問い合わせ及び異議には、一切応じないものとする。

10 参加申込者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 提出期限（平成29年6月26日（月）午後5時）を過ぎて、企画提案書等が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- エ 審査の公平性を害する行為があった場合
- オ 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、平成29年度多言語周知媒体作成業務受託候補者選定委員会委員長が失格であると認めた場合

11 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号によるものとする。

- ア 提出書類の著作権は、参加申込者、企画提案書等提出者に帰属する。ただし、市が本件の報告、説明、公表のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できる

ものとする。

イ 提出書類は一切返却しない。

ウ 企画提案書等の提出期限（平成 29 年 6 月 26 日（月）午後 5 時）後は、記載された内容の修正又は変更を認めない。

エ 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、沼津市情報公開条例（平成 12 年条例第 37 号）の規定に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。

12 契約

本プロポーザルの審査結果に基づき、市は受託候補者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結するものとする。

ただし、選定した者が、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定するものになった場合は、契約を締結しない。この場合、再度、受託候補者を選定する。

なお、契約書は、市ホームページに掲載してある「沼津市業務委託契約約款」を含めるので、事前に確認をしておくこと。

（ホームページ > 事業者のみなさんへ > 入札情報・契約 > 建設工事関連業務以外の委託 > 「沼津市業務委託契約約款（PDF）」）

13 留意事項

（1）本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

（2）業務を遂行するにあたり知り得た情報について、市の許可なくして外部に漏らしてはならない。

（3）提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

（4）本事業の成果品についての著作権は「沼津市業務委託契約約款」第 6 条（著作権の譲渡等）に示すとおり扱うものとする。

以上